

## 新型コロナウイルス感染症の影響による経済的支援について

令和2年12月15日 更新

### ◆ **第二種奨学金の貸与期間延長(最高学年の学生対象) 1/5(火)〆切**

現在、最高学年で、第二種奨学金を受けており貸与終了(予定)が令和2年度中のもので、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、就職の内定取り消しを受けたこと又は就職先が決まらないこと等で、やむを得ず標準修業年限を超えて在学することとなった者を対象に、第二種奨学金貸与期間を最大1年延長できます。

### ◆ **第二種奨学金の継続貸与(休学中の学生対象) 1/5(火)〆切**

現在、第二種奨学金の貸与を受けている者で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、今年度中に休学しボランティアに参加する等の活動を行う者を対象に、第二種奨学金の貸与を休学中も最大1年継続できます。

### ◆ **第二種奨学金の新規貸与(休学中の学生対象) 12/25(金)〆切**

現在、第二種奨学金の貸与を受けていない者で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、今年度中に休学しボランティアに参加する等の活動を行う者を対象に、休学中も第二種奨学金の貸与の申請を受け付けます。

### ◆ **緊急特別無利子貸与型奨学金の再募集 1/12(火)〆切**

現在、第二種奨学金の貸与を受けていない者で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりアルバイト収入等が大幅に減少した学生等を対象として、令和3年1月～3月までの3ヶ月間、第二種奨学金の貸与を無利子で受けることができる緊急特別無利子貸与型奨学金の申請を受け付けます。

### ◆ **家計急変による給付奨学金・授業料免除への申込について(学部学生 対象)**

原則として、家計急変事由発生日から**3か月以内に申請**する必要があります。(ただし、家計急変事由発生日が進学(進級)前の2019年1月～2020年3月の場合は、2020年6月末までに申請が必要です。)

⇒家計急変事由について、詳しくは [こちら](#)

⇒申請書類などについて、詳しくは [こちら](#)

### ◆ **家計急変による貸与奨学金への申込について(学部生・大学院生 対象)**

原則として、家計急変事由発生日から**1.2か月以内に申請**する必要があります。

申請を希望する人は、[申請書類請求書](#)と返信用封筒(250円切手貼付)を大学へ郵送してください。

⇒家計急変事由について、詳しくは 学部学生は [こちら](#)

大学院生は [こちら](#)

## ◆ 修学支援以外の制度のうち、経済的に困難な場合に活用できる制度等

- 生活福祉資金貸付金（緊急小口資金の特例貸付）【幅広い世帯の方】
- 生活福祉資金貸付金（教育支援資金）【低所得世帯】
- 母子父子寡婦福祉貸付金（就学支度資金・修学資金）【母子・父子・寡婦家庭の方】
- 住居確保給付金【独立生計・収入減の方】
- 特別定額給付金（総務省）【住民基本台帳に記録されている方】
- 日本政策金融公庫の教育ローン【幅広い世帯の方】
- 雇用調整助成金の特例措置【事業主】

⇒詳しくは [こちら](#)